

京都市建設局週休2日工事に関するQ&A

＜Q&A利用上の留意事項＞

- 1 Q&Aの記載内容は、予告なく変更・移転・削除する場合があります。
- 2 Q&Aの記載内容は、標準的な考え方を示していますので、入札公告や特記仕様書等で特別に記載されている内容が優先となります。

Q1： 施工箇所点在型の工事は、施工箇所毎に週休2日を判断しますか？それとも1工事として判断しますか？

A1： 施工箇所が点在していても、週休2日については、工事全体として1工事単位で判断します。

Q2： 作業を分散して、現場閉所日を確保した場合についても、週休2日を達成したことになりますか？

A2： 一連の作業において週休2日を確保することを原則としていますので、作業を一定行わない期間は、不稼働期間として対象期間から除外します。ただし、養生期間を確保するための作業休止など、工事に必要な期間は対象期間に含まれます。

作業例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
作業日	■	■	■	■						■	■	■							■	■
不稼働日					■	■	■	■	■				■	■	■	■	■	■		

※ 一連の作業が極端に短く、不稼働期間が極端に長い工事は、「京都市建設局週休2日工事」の対象外となる場合があります。

Q3： 除草作業等で同じ箇所を2回に分けて作業する場合、「対象期間」の考え方はどのようなになりますか。

A3： 1回目の作業と2回目の作業の間に、作業を一定行わない期間が発生する場合は、不稼働期間として対象期間から除外します。

例	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
作業期間			■	●			■	●				
不稼働期間					■	■						

1回目作業

2回目作業

Q 4： 他官公庁発注の請負事業者と随意契約する工事は、週休2日工事の対象となりますか。

A 4： 他官公庁発注の工事が、現場閉所による週休2日工事（週休2日交代制工事は除く）の場合に限り、週休2日工事の対象とします。

Q 5： 年間契約の「街路樹等育成管理業務委託」及び「公園緑地樹木育成管理業務委託」の場合、「対象期間」の考え方はどのようになりますか。

A 5： 年間契約の両業務委託の場合、「京都市建設局週休2日工事实施要領」で定義している「対象期間」は、以下のとおりとします。

<京都市建設局週休2日工事实施要領>

2 用語の定義

(2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間※1をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間※2のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間※3（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※1 原則、当該年度の4月1日からその翌年の3月31日まで

※2 1週間（月曜日から日曜日）全く現場作業を行っていない期間

※3 災害対応や発注者による緊急・応急的な指示

<参考>対象期間のイメージ

令和○年●月							令和○年△月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
					1	2	1	2	3	4	5 緊急	6 緊急	7
3	4	5 作業	6 作業	7 作業	8	9	8	9	10 作業	11 作業	12 作業	13 作業	14
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21
17	18	19 作業	20 作業	21 作業	22 作業	23	22	23	24 作業	25 作業	26 作業	27 作業	28
24 作業	25 作業	26	27 作業	28 作業	29 緊急	30 緊急	29 作業	30 作業	31 作業				
【令和○年●月末時点】 対象期間：19日 現場閉所日：8日 現場閉所率：42.1%							【令和○年△月末時点】 対象期間：36日 現場閉所日：14日 現場閉所率：38.9%						

：対象期間 ：対象期間外